奈良県母子保健運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県母子保健運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。
 - 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三県の職員
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 前条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第五条 協議会の会議は、会長が招集する。
 - 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局健康推進課において処理する。(平三○規則三三・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に第二条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

附 則(平成三○年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。